ド　フランス（アルデンヌ県、オート・コルス県及びロット・エ・ガロンヌ県を除く。）　ブルガリア（ガブロヴォ州、ドブリチ州、ハスコヴォ州及びプロヴディフ州を除く。）　ベラルーシ　ベルギー　ポーランド（ヴィエルコポルスカ県を除く。）　ポルトガル　マルタ　ラトビア　リトアニア　リヒテンシュタイン　ロシア（トゥーラ州及びブリャンスク州に限る。）　ノルウェー　ハンガリー　フィンランド　フランス（アルデンヌ県、オート・コルス県及びロット・エ・ガロンヌ県を除く。）　ブルガリア（ガブロヴォ州、ドブリチ州、ハスコヴォ州及びプロヴディフ州を除く。）　ベラルーシ　ベルギー　ポーランド（ヴィエルコポルスカ県を除く。）　ポルトガル　マルタ　ラトビア　リトアニア　リヒテンシュタイン　ロシア（トゥーラ州及びブリャンスク州に限る。）

（略）　（略）

○農林水産省告示第千四百四十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年農林省告示第六十六号（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年九月二十六日　農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
動物用生物学的製剤。ただし、次に掲げるもの(6)から(132)までに掲げるものにあっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の四第一項の規定により行われる再審査において、同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項第三号イからハまでのいずれにも該当しないことが確認されたものに限る。）を除く。	動物用生物学的製剤。ただし、次に掲げるもの(6)から(132)までに掲げるものにあっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の四第一項の規定により行われる再審査において、同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項第三号イからハまでのいずれにも該当しないことが確認されたものに限る。）を除く。
(1)～(173)　（略）	(1)～(173)　（略）
(174)　犬レプトスピラ病診断用抗原	（新設）
(175)～(184)　（略）	(174)～(183)　（略）

その他告示

○総務省告示第三百二十四号

政党助成法（平成六年法律第五号）第三十三条第七項の規定に基づき、政党交付金の返還を命じた旨、政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を次のとおり告示する。

令和七年九月二十六日　総務大臣　村上誠一郎

政党交付金の返還命令

政党の名称	政党交付金の返還命令額
日本維新の会	12,952,546円

（理由）政党助成法第33条第２項第４号に該当するため。

○総務省告示第三百二十五号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の認定時刻認証業務に関し、令和七年九月十一日付けで同規程第三条第一項第四号に係る変更を認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年九月二十六日　総務大臣　村上誠一郎

1　変更認定に係る認定時刻認証業務の名称　アマノタイムスタンプサービス３１６１
2　変更認定に係る認定時刻認証業務を行う者の法人番号　3020001019365
3　変更認定に係る認定時刻認証業務を行う者の名称　アマノ株式会社
4　変更認定に係る認定時刻認証業務を行う者の名称の英語表記　Amano Corporation
5　変更認定に係る認定時刻認証業務を行う者の住所　神奈川県横浜市港北区大豆戸町275番地

○財務省告示第二百五十三号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和七年八月十四日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年九月二十六日　財務大臣　加藤　勝信

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第21回	4,600,000,000円	101.64円
〃	第21回	15,200,000,000円	101.68円
〃	第21回	200,000,000円	101.72円
合計		20,000,000,000円	

○文化庁告示第十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

令和七年九月二十六日　文化庁長官　都倉　俊一

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
会下山遺跡	平成二十三年文部科学省告示第十一号	芦屋市（兵庫県）